

# 令和8年度大学教育再生戦略推進費 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業 審査要項

令和8年度大学教育再生戦略推進費「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業における審査は、この審査要項により行うものとする。

## I. 審査方法

### 1. 審査体制

- (1) 審査に当たっては、外部有識者・専門家からなる「「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 本事業の審査は、委員会委員（以下、「委員」という。）による書面審査と、その後の委員による審議により行い、本事業の選定は、文部科学省において委員会の審査結果を踏まえ決定する。

### 2. 審査方法

#### (1) 書面審査

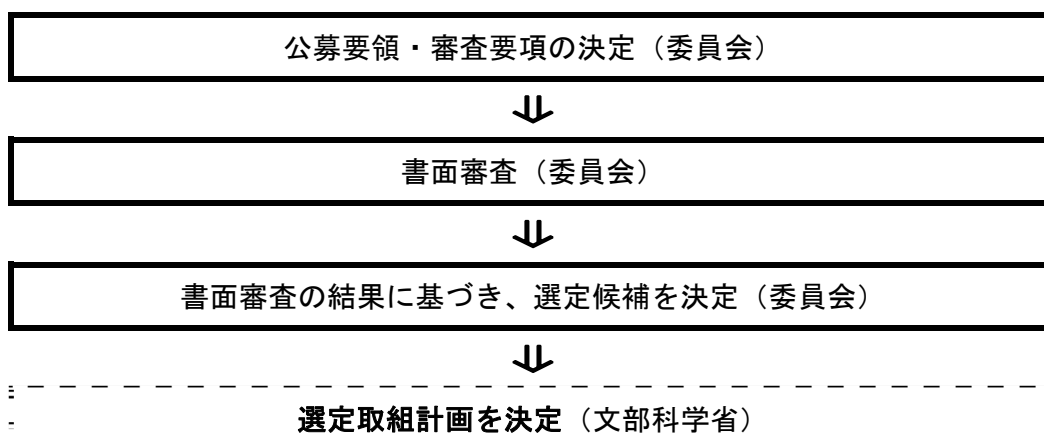
- ・本事業に対して申請のあった取組計画について、後述の「II. 審査方針」において定める評価項目及び評価基準に基づき書面審査を行い、採点を行う。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができることとする。
- ・円滑な審査を行うため、申請の状況に応じて、主として審査を行う委員を設定できることとする。

#### (2) 書面審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査の結果に基づき、審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補となる取組計画を決定する。なお、委員会が必要と認める場合は、経費面を含め取組計画内容の修正を条件として、選定候補とすることができる。

#### (3) 選定取組計画の決定

- ・文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、選定機関を決定する。



## Ⅱ. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

### 1. 評価項目

- (1) 取組実施のために適切な体制整備及び定期的な評価・改善のためのシステム構築
- ◆ 各地域における、これまでの高等教育機関を中心とした地域連携に関する取組の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決・発展につながるものとして位置付けられているか。【**地域における本計画の位置付け**】
  - ◆ 産（商工会議所等地域産業界）、学（高等教育機関、高等学校（教育委員会）等）、官（都道府県・市町村）、金（地方銀行等）等の地域の関係者が相当程度参画する地域構想推進プラットフォームとして、強固かつ持続的な連携体制を構築し、その中で各地域が抱える課題等を踏まえた議論を行うとともに、高等教育へのアクセス確保や人材育成機能の強化に向けた取組を推進するための体制が整備されているか。【**産学官金等連携による明確な実施体制**】
  - ◆ 構築するプラットフォームにおいて、地域内の関係者間の連携の推進役となるコーディネーターを、課題を踏まえて適切に配置する計画となっているか。【**地域内関係者の連携を推進するコーディネーターの適切な配置**】
  - ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築される計画となっているか。【**適切な評価の実施と PDCA サイクル**】
- (2) 達成目標と取組計画の具体的な内容
- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
  - ◆ 目標の達成に向けた課題が十分に把握・分析され、その課題解決に向けた必要な取組や参画機関の役割が具体的に盛り込まれているか。【**取組の具体的な内容及び必要十分性**】
  - ◆ 目標及び取組計画が、地域の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】
  - ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【**年度計画の具体性**】
  - ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【**年度計画の妥当性**】
  - ◆ 「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）（令和8年2月13日文科科学省）」を踏まえ、各都道府県において策定される「高等学校教育改革実行計画」の実現に向けた高校改革の取組と連動して、地域内の高等教育機関の改革（理工・デジタル系人材育成の強化等）を推進する計画となっているか。【**高校・大学・大学院の一体的な改革**】
  - ◆ 2040年に向けた産業構造・就業構造推計の結果や地域人材育成構想会議での議論など、地域の人材需給や産業界等のニーズ等を十分踏まえ、地域に不可欠な医療や福祉、産業、インフラ分野等の人材育成を、産学官金等の連携により推進する具体的な計画が盛り込まれているか。【**2040年の社会を見据えた産学官金等連携による人材育成**】

### (3) 取組計画の継続性

- ◆ 専門人材の配置・育成や参画機関間の連携体制、高等教育機関における FD・SD の実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【体制的な事業計画の継続性】
- ◆ 資金計画の面から、補助期間内を通じて、取組の水準と規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

### (4) 事業成果の独自性と普及

- ◆ 事業成果及び取組の内容は、当該地域の現状等を十分に踏まえた産学官金等の連携を推進するモデルとしての独自性を有するものであるか。【独自性】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか（導入する上での課題とその対応方法の整理など）。【国内の他の地域への波及効果】
- ◆ 申請時点において参画を予定している機関にとどまらず、地域内の関係者の参画をより拡大する方策が検討されているか。【地域内関係者への波及効果】

### (5) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

### (6) 他の公的資金との重複状況

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【他の公的資金との重複】

## 2. 審査基準

### (1-1) 書面審査A

- ① 書面審査Aは、上記評価項目（評価項目「(6) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。

- ③ 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定することとする。
- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

（表2）書面審査における評価の取り扱い

評価項目	係数	a (5点)	b (4点)	c (3点)	d (2点)	e (1点)
<b>(1) 取組実施のために適切な体制整備及び定期的な評価・改善のためのシステム構築</b>						
(1-1) 計画の位置づけ、実施体制、PDCAサイクル	4.0	20	16	12	8	4
(1-2) コーディネーターの適切な配置	2.0	10	8	6	4	2
<b>(2) 達成目標と取組計画の具体的な内容</b>						
(2-1) 目標の妥当性、取組の内容・必要十分性・実現性、年度計画の具体性・妥当性	4.0	20	16	12	8	4
(2-2) 高校・大学・大学院の一体的な改革	2.0	10	8	6	4	2
(2-3) 2040年の社会を見据えた産学官金等連携による人材育成	2.0	10	8	6	4	2
(3) 取組計画の継続性	3.0	15	12	9	6	3
(4) 事業成果の独自性と普及	2.0	10	8	6	4	2
(5) 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

【100点満点】

（1-2）書面審査B

書面審査Aの評価点に加え、下記事項に該当する場合は加点（各項目1件の加点）する。

① 一般法人制度の活用

申請者（プラットフォーム）の一般法人制度を活用状況に応じて以下のとおり加点する。

- i 申請時点で法人格を有している（5点）
- ii 申請時点で法人設立手続き中（3点）
- iii 事業期間終了時点までに設立予定（1点）

## ② 地域関係者からの支援の状況

大学以外の地域の産官金等の関係者からプラットフォームの取組に対する人的・財政的・物的支援の状況に応じて以下のとおり加点する。

- i 支援が具体的に予定されている（当該機関において意思決定がなされている）（5点）

※支援の規模が、プラットフォームの自立的な運営に対して十分寄与するものと認められる場合はさらに5点（計10点）を加点

- ii 検討されている（当該機関からの意思表示がなされている）（3点）

## (2) 委員会における合議審査

委員会は書面審査終了後、書面審査の結果を基に、審議を尽くした上で合議により選定候補を決定する。

その際、地域性や事例の多様性のバランスにも留意するものとする。

## Ⅲ. その他

### 1. 開示・非開示

#### (1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された取組計画は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

#### (2) 委員氏名について

委員会の委員の氏名は、審査終了後の適切な時期に公表することとする。

### 2. 利害関係者の排除

審査に関与する委員が、以下の「利害関係者の範囲」に該当する場合及び該当する可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

（利害関係者の範囲）

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた機関が事業協働機関として参画する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

### 3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。

- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、申請に関与する者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。